

## 医療事故等によるマスコミへの公表基準

### 1、 医療事故に係わる情報提供の趣旨

重大な医療事故が発生した場合、医療機関自らがその医療事故の事実を正確かつ迅速に社会に対し公表していく必要がある。これは、医療が生命の尊重と個人の尊厳の保持を基本理念としていることから、医療機関は一般的に社会的公共性が高いと考えられるからである。また、医療事故への対応に係わる透明性の確保や、患者・科族及び社会への誠実な対応は、より良いリスクマネジメントにつながり、結果的に双方に良い結果をもたらすと考えられる。但し、医療事故を公表する場合は、患者や家族のプライバシーを最大限に尊重しなければならない。公表前には、患者・家族と十分話しあい、又事故当事者への十分な配慮も必要となる。

### 2、 公表基準および手順

具体的にどのような医療事故について公表すべきか、もとより一義的に決めることは困難であり、個々の事故の実状に即して考えるほかないが、およそ警察署に届かないし連絡をするような医療事故については、その公表について検討する必要がある。

- 1) 土浦保健所に報告し、警察署へ届かないし連絡した要件のうち、『明らかに誤った医療行為や管理上の問題により、患者が死亡若しくは患者に障害が残った事例、あるいは濃厚な処置や治療を要した事例』は、原則的に公表することとするが、最終的に公表の是非は顧問弁護士の意見を踏まえ安全管理委員会で検討し、茨城医療センター担当理事の許可を得てセンター長が決定する。
- 2) 『明らかに誤った行為は認められないが、医療行為や管理上の問題により、予期しない形で、患者が死亡若しくは患者に障害が残った事例、あるいは濃厚な処置や治療を要した事例（医療行為や管理上の問題が、原因として疑われる場合も含めるものとする）その他、警鐘的意義が大きいと考える事例』に該当するもので、医療の質検証委員会で公表の必要性を指摘されたものは、顧問弁護士の意見を踏まえ安全管理委員会で公表の是非を検討し、茨城医療センター担当理事の許可を得てセンター長が決定する。